



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年7月17日火曜日 第2386号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 638

告 示

広域連合の規約の変更の届出..... 641
救急病院の協力申出..... 641
指定医師の辞退の届出..... 641
大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 642
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 642
道路の供用開始（県道久米垣生線）..... 642

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 643
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 643

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... 643

政治団体の届出事項の異動の届出..... 643
政治団体の解散の届出..... 644
資金管理団体の届出事項の異動の届出..... 644
政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正..... 644

公営企業告示

落札者等の告示..... 645

正 誤

平成24年7月6日付け第2383号愛媛県選挙管理委員会告示第33号
（不在者投票のできる施設の指定の一部改正）中..... 646

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第39号

愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月17日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則（昭和42年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給の範囲）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該訓練生が故意に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、災害見舞金を支給しないものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当該訓練生が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なく療養に関する指示に従わないことにより、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡し、若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又は負傷若しくは疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、災害見舞金の全部又は一部を支給しないことがある。</p> <p>（受給者）</p> <p>第5条 災害見舞金（打切見舞金及び死亡見舞金は除く。以下この条において同じ。）は、職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかつた訓練生（災害見舞金の支給を受けている訓練生が療養の途中において職業訓練を修了したとき、若しくは愛媛県立高</p>	<p>（支給の範囲）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該訓練生の故意又は重大な過失により職業訓練上又は通所途上の災害を受けた _____場合には、災害見舞金を支給しないものとする。</p> <p>（受給者）</p> <p>第5条 災害見舞金（_____死亡見舞金は除く。以下この条において同じ。）は、職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかつた訓練生（災害見舞金の支給を受けている訓練生が療養の途中において職業訓練を修了したとき、若しくは愛媛県立高</p>

等技術専門校を退校したとき、又は当該訓練生に係る職業訓練の委託契約が解除され当該職業訓練を受けないこととなつたときにおいて、災害見舞金の支給を要する事由が存続する間は、当該者をこの規則に係る訓練生とみなす。以下同じ。)に支給する。

第6条 打切見舞金は、職業訓練上負傷し、又は疾病にかつた訓練生に対して支給する。

第7条 省略

(支給要件)

第8条 療養見舞金は、訓練生が職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかつた場合に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、同一の負傷又は疾病に関しては、その療養の開始後3年(療養を中断した期間を除く。以下同じ。)を経過した日以降の療養については支給しないものとする。ただし、療養見舞金の支給対象となる負傷又は疾病が公共職業能力開発施設の過失等に起因する場合その他訓練生への継続した援護が必要と認められる場合は、この限りでない。

第9条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため職業訓練を受けることができない日について支給する。

(1) 次に掲げる給付(以下「訓練手当等」という。)のいずれかの支給を受ける者

ア 雇用対策法(昭和41年法律第132号)第18条第2号の給付金

イ 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)附則第2条第1項第2号に規定する者に対する給付金

ウ 省略

エ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第80条の給付金

(2) 次に掲げる給付(以下「雇用保険基本手当等」という。)のいずれかの支給を受ける者

ア 省略

イ 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条の退職手当

ウ ア又はイの給付に相当する手当であつて、地方公共団体が支給するもの

2 省略

第10条 障害見舞金は、療養見舞金の支給を受ける訓練生の負傷若しくは疾病が治つたとき又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときにおいて、労働基準法施行規則別表第2(以下「障害等級表」という。)に掲げる身体障害に該当する障害が身体に存する場合に支給する。

第11条 打切見舞金は、職業訓練上負傷し、又は疾病にかつたことにより療養見舞金の支給を受けている訓練生が療養の開始後3年を経過しても、なおその負傷又は疾病が治らない場合であつて、第8条第2項本文の規定により療養見舞金を支給しないこととしたときに支給し、その後はこの規則による災害見舞金の支給

等技術専門校を退校したとき、又は当該訓練生に係る職業訓練の委託契約が解除され当該職業訓練を受けないこととなつたときにおいて、災害見舞金の支給を要する事由が存続する間は、当該者をこの規則に係る訓練生とみなす。以下同じ。)に支給する。

第6条 省略

(支給要件)

第7条 療養見舞金は、訓練生が職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかつた場合に支給する。ただし、同一の負傷又は疾病に関しては、その療養の開始後3年を経過した日以降の療養については支給しないものとする。

第8条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため職業訓練を受けることができない日について支給する。

(1) 次に掲げる給付(以下「訓練手当等」という。)のいずれかの支給を受ける者

ア 雇用対策法(昭和41年法律第132号)第13条第2号の給付金

イ 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)附則第2条第1項第2号に規定する者

ウ 省略

エ 炭鉱離職者臨時措置法(昭和34年法律第199号)第16条第1項の給付金

オ 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第43条の給付金

(2) 次に掲げる給付(以下「雇用保険基本手当等」という。)のいずれかの支給を受ける者

ア 省略

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業保険金その他の給付金

ウ 国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条の退職手当

エ アからウまで に相当する手当であつて、地方公共団体が支給するもの

2 省略

第9条 障害見舞金は、療養見舞金の支給を受ける訓練生の負傷又は疾病が治つたとき _____ において、心身に別表の「障害等級表」の障害 _____ に該当する障害が _____ 存する場合に支給する。

第10条 打切見舞金は、 _____ 療養見舞金の支給を受けている訓練生が療養開始後 _____ 3年を経過しても、なおその負傷又は疾病が _____ なおならない場合 _____ に支給し、その後はこの規則による災害見舞金の支給

は行わない。

第12条 省略

(災害見舞金の額)

第13条 療養見舞金の額は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第13条第2項に掲げる療養(同項第4号から第6号までに掲げる療養については、やむを得ないと認められるものに限る。)に要する費用につき、現に要した費用の額の範囲内で必要と認められる額

_____とする。

第14条 療養見舞金以外の災害見舞金(以下「各見舞金」という。)の支給額は、次に掲げる各見舞金の算定の基礎となる額に各見舞金ごとに定める支給日数を乗じて得た額とする。

(1) 障害見舞金、打切見舞金及び死亡見舞金については、労働者災害補償保険法施行規則第9条第1項第5号に規定する自動変更対象額。ただし、次に掲げる額が当該自動変更対象額を超える場合には、その額とする。

ア～ウ 省略

(2) 省略

(各見舞金の支給日数)

第15条 傷病見舞金の支給日数は、職業訓練上又は通所途上の負傷又は疾病の療養のため職業訓練を受けることができなくなった日から14日を経過した日(雇用保険基本手当等の延長給付を受ける者であつて、職業訓練上又は通所途上における負傷又は疾病の療養のために職業訓練を受けることができなかつた日が継続して14日を超え、かつ、当該14日の期間内において雇用保険基本手当等が支給されないこととなる者については、当該支給されなくなつた日)を起算日として60日の期間内にある第9条の支給要件を満たす日の日数とする。

第16条 障害見舞金の支給日数は、障害等級表に掲げる身体障害の程度に応じ、障害等級表に掲げる等級の日数とする。

2 障害等級表 _____ に掲げる等級に2以上該当する場合の支給日数は、重い身体障害の該当する障害等級表に掲げる等級の日数によるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合の支給日数は、前2項の規定による等級をそれぞれ当該各号に定める等級だけ繰り上げることとした場合に該当する障害等級表に掲げる等級の日数とする。ただし _____、それぞれの身体障害の該当する障害等級表に掲げる等級の日数 _____ を合算した日数 _____ を超えてはならないものとする。

(1) 障害等級表に掲げる第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 1級

(2) 障害等級表に掲げる第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 2級

(3) 障害等級表に掲げる第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 3級

4 障害等級表に掲げる身体障害以外の障害が身体に存する者に対する障害見舞金の支給日数は、その身体障害の程度に準じた障害等級表に掲げる身体障害の該当する等級の日数とする。

5 既に身体障害のある訓練生が、職業訓練上又は通所途上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害等級表に掲げる等級の日

は行わない。

第11条 省略

(災害見舞金の額)

第12条 療養見舞金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第43条第1項各号 _____ に掲げる療養(同項第5号又は第6号 _____ に掲げる療養については、やむを得ないと認められるものに限る。)に要する費用につき、同法第43条の9第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額(当該定めがない場合にあつては、現に要した費用の範囲内で必要と認められる額)とする。ただし、その額が当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とする。

第13条 療養見舞金以外の災害見舞金(以下「各見舞金」という。)の支給額は、次に掲げる各見舞金の算定の基礎となる額に各見舞金ごとに定める支給日数を乗じて得た額とする。

(1) 障害見舞金、打切見舞金及び死亡見舞金については3,210円 _____。ただし、次に掲げる額が3,210円 _____ を超える場合には、その額とする。

ア～ウ 省略

(2) 省略

(各見舞金の支給日数)

第14条 傷病見舞金の支給日数は、職業訓練上又は通所途上の負傷又は疾病の療養のため職業訓練を受けることができなくなった日から14日を経過した日(雇用保険基本手当等の延長給付を受ける者であつて、職業訓練上又は通所途上における負傷又は疾病の療養のために職業訓練を受けることができなかつた日が継続して14日を超え、かつ、当該14日の期間内において雇用保険基本手当等が支給されないこととなる者については、当該支給されなくなつた日)を起算日として60日の期間内にある第8条の支給要件を満たす日の日数とする。

第15条 障害見舞金の支給日数は、別表 _____ に掲げる「障害等級表」の障害の程度に応じて定める等級の日数とする。

2 別表「障害等級表」に掲げる障害が2以上ある場合 _____ は、重い障害 _____ の該当する _____ 等級の日数によるものとする。

3 次の _____ いずれかに該当する場合には _____、前2項の規定による等級をそれぞれ次に掲げる _____ 等級だけ繰り上げるものとする。ただし、その障害見舞金の支給日数は、それぞれの障害 _____ の該当する等級による障害見舞金の支給日数を合算した支給日数を超えてはならないものとする。

ア 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合 1級

イ 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合 2級

ウ 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合 3級

4 既に障害 _____ のある訓練生が、職業訓練上又は通所途上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害見舞金の支給日数 _____

数から、既にあつた障害の該当する障害等級表に掲げる等級の日数を差し引いた日数をもつて障害見舞金の支給日数とする。

第17条 打切見舞金の支給日数は、第8条第2項本文の規定により療養見舞金を支給しないこととした日（以下「療養見舞金の打切日」という。）において、身体に存する障害の該当する障害等級表に掲げる身体障害の程度に応じ、障害等級表に掲げる等級の日数とし、その等級の適用に当たっては、前条第2項から第4項までの規定によるものとする。ただし、療養見舞金の打切日において、障害等級表に掲げる第14級の身体障害の程度に満たない障害が身体に存する場合は、障害等級表に掲げる第14級の日数とすることがある。

第18条 省略

（支給の制限）

第19条 省略

2 訓練生が職業訓練上又は通所途上の負傷又は疾病について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、労働者災害補償保険法その他の法令の規定による療養若しくは療養費の支給又は法令上規定はないがこれに相当する療養若しくは療養費の支給を受けるときは、その受ける限度において災害見舞金は支給しない。

第20条 省略

（その他）

第21条 職場適応訓練を受ける者については、労働者災害補償保険法第33条第5号の規定に基づき労働者災害補償保険に特別加入するものとする。

第22条 省略

から、既にあつた障害の該当する障害見舞金の支給日数を差し引いた支給日数をもつて障害見舞金の支給日数とする。

第16条 打切見舞金の支給日数は、1,200日とする

第17条 省略

（支給の制限）

第18条 省略

2 訓練生が職業訓練上又は通所途上の負傷又は疾病について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令の規定による療養若しくは療養費の支給又は法令上規定はないがこれに相当する療養若しくは療養費の支給を受けるときは、その受ける限度において災害見舞金は支給しない。

第19条 省略

（その他）

第20条 職場適応訓練を受ける者については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条第5号の規定に基づき労働者災害補償保険に特別加入するものとする。

第21条 省略

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第917号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、次のとおり愛媛県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出があった。

平成24年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更事項

関係市町の負担金の負担割合に係る規定の変更

2 規約変更年月日

平成24年 7月 9日

○愛媛県告示第918号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成24年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山笠置記念心臓血管病院	松山市末広町18番2	医療法人笠置記念胸部外科	平成27年7月14日まで

○愛媛県告示第919号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成24年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛 媛 労 災 病 院	高 橋 洋 平	新居浜市南小松原町13番27号	平成24年6月11日

肢体不自由・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛労災病院	八 木 隆 治	新居浜市南小松原町13番27号	平成24年 6月11日
呼 吸 器 機 能 障 害	内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	濱 田 泰 伸	東温市志津川	平成24年 6月22日
肢 体 不 自 由	内 科	魚島村国民健康保険診療所	菅 井 健 治	越智郡上島町魚島 1 番耕地124番地の 3	平成24年 7月 2 日
肢 体 不 自 由	外科・内科	魚島村国民健康保険診療所	岩 村 顕 三	越智郡上島町魚島 1 番耕地124番地の 3	平成24年 7月 2 日

○愛媛県告示第920号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス内子店
喜多郡内子町内子745番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年 3月 7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,494.72平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
58台
 - イ 駐輪場の収容台数
20台
 - ウ 荷さばき施設の面積
27.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
9.61立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成24年 7月 6日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第921号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市北井門4丁目344番地2から 同市北井門4丁目353番地6まで	平成24年7月17日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年6月22日	特定非営利活動法人アトラス3	三 好 諄	松山市堀江町甲844番地6	この法人は、地域の住民に対して、安全で健康的な生活を営むことのできる環境づくりを促進していくことを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年6月25日	特定非営利活動法人Eyes	横 山 史	松山市大街道三丁目2番地26	この法人は、次代を担っていく若い世代に対して、この法人が問題意識を共有しうる人および組織と協働することを通じて、実社会との接点や機会提供を重視した事業を行うことにより、アントレプレナーシップ（自らの意思と行動で、社会に価値を創造していこうとする精神）溢れる人材を育成、輩出し、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年7月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
青野久後援会	青 野 久	青 野 久	西条市高田10-2	平成24年6月1日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成24年7月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党愛媛県建設関係支部	代 表 者	西 岡 義 則	石 岡 仁 志	平成24年6月4日	政党の支部

自由民主党三間支部	会 計 責 任 者	泉 野 誠	畠 山 康 彦	平成24年 6月 4日	政党の支部
田中たけしげ後援会	主たる事務所の所在地	今治市旭町一丁目 5 - 4	今治市阿方乙512 - 5	平成24年 6月19日	
愛媛県不動産政治連盟	会 計 責 任 者	岡 田 泰 司	佐々木 敬 史	平成24年 6月20日	
自由民主党西予支部	主たる事務所の所在地	西予市宇和町常定寺461	西予市宇和町明間1210	平成24年 6月25日	政党の支部
	代 表 者	大 竹 忠 盛	薬師寺 信 義		
	会 計 責 任 者	兵 頭 学	宇都宮 明 宏		
自由民主党吉田支部	主たる事務所の所在地	宇和島市吉田町法花津 8 - 230	宇和島市吉田町立間 1 - 2168	平成24年 6月25日	政党の支部
	代 表 者	赤 松 与 一	薬師寺 三 行		
渡部豊後援会	主たる事務所の所在地	今治市唐子台西一丁目 9 - 13	今治市高市甲594 - 2	平成24年 6月26日	
愛媛県商工連盟連合会宇和島支部	会 計 責 任 者	二 宮 洋 始	宇都宮 和 幸	平成24年 6月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
高 野 宗 城 後 援 会	永 井 勝	平成24年 5月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成24年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
渡部豊後援会	主たる事務所の所在地	今治市唐子台西一丁目 9 - 13	今治市高市甲594 - 2	平成24年 6月26日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、愛媛県商工連盟連合会宇和島支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成23年11月愛媛県選挙管理委員会告示第72号）別記の一部を次のとおり訂正する。

平成24年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成22年分

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会宇和島支部

報告年月日 H23 . 3 . 16

1 収 入 総 額	897,087円
前年繰越額	75,955円
本年収入額	821,132円
2 支 出 総 額	537,415円
3 翌 年 繰 越 額	359,672円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費（67人）	670,000円
借入金	63,100円
宇和島商工会議所	63,100円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	88,000円
日本商工連盟	88,000円
その他の収入	32円
1件10万円未満のもの	32円
5 支 出 の 内 訳	
経常経費	34,315円
事務所費	34,315円
政治活動費	503,100円
組織活動費	63,100円
寄附・交付金	440,000円
（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）	440,000円

（訂正前）

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会宇和島支部

報告年月日 H23. 3. 16

1 収 入 総 額	833,987円
前年繰越額	75,955円
本年収入額	758,032円
2 支 出 総 額	474,315円
3 翌 年 繰 越 額	359,672円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費（67人）	670,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	88,000円
日本商工連盟	88,000円
その他の収入	32円
1件10万円未満のもの	32円
5 支 出 の 内 訳	
経常経費	34,315円
事務所費	34,315円
政治活動費	440,000円
寄附・交付金	440,000円
（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）	440,000円

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年 7月17日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立中央病院医療情報システム系ネットワーク導入事業（賃借料総額 / 県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年 6月29日	四国通建グループ 代表企業 四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	176,400,000円	一般競争入札	平成24年 5月18日

正 誤

○正 誤

平成24年 7月 6日付け第2383号愛媛県選挙管理委員会告示第33号
(不在者投票のできる施設の指定の一部改正)中

ページ	箇 所	誤	正
619	改正後欄 指定年月日欄 上から3段目	平成 年 月 日	平成24年 7月 6日